

災害時避難所施設建設中止・(株)西原ファームの債権放棄問題

調査特別委員会委員長報告

平成30年6月14日

災害時避難所施設建設中止・(株)西原ファームの債権放棄問題

調査特別委員会 委員長 真栄城 哲

はじめに

災害時避難所施設建設中止や(株)西原ファームの債権放棄問題の両件について、西原町は独自の住民説明会を開催し、事業主旨・概要や建設中止や債権放棄に至った経緯等の説明と謝罪を行い、再発防止に向けた取り組みを現在行っている。

町民から負託をうけた議会の大きな役目は、「行政の意思決定の最高機関」であると共に「行政監視」であり、その状況や結果を町民に説明する責任がある。本議会は、両件について議会の町民への説明を果し、今後このような事が繰り返されないように、行政に対し再発防止の提言をすべく、平成29年12月定例会において「災害時避難所施設建設中止・(株)西原ファームの債権放棄問題調査特別委員会」を設置した。

当委員会は、平成30年4月26日に調査・確認事項の確認や参考人招致と説明者の選定を行った。5月8日に災害時避難所施設建設中止について、参考人に崎原盛秀氏(前副町長)、説明者として企画財政課長、産業観光課長と町長を招き、調査・

確認事項に基づいた意見や説明の後、質疑を行った。5月14日に（株）西原ファームの債権放棄問題について、参考人に崎原盛秀氏（前副町長）、説明者として産業観光課長、前産業課長を招き、調査・確認事項に基づいた意見や説明の後、質疑を行った。

5月22日に議会の課題と対応、今後の取り組みについて審議した。

以下、本町議会議員全員で構成する当該特別委員会の報告を行う。

【災害時避難所施設建設中止問題について】

当該施設の損失額 事業経費 25,909,400 円（町単独費）

審議内容

審議の中で一番の大きな問題となったのが、議会への説明がなされなかったという事である。これについては、「農水産物・流通・加工・観光拠点施設」について議論した際も、当局の議会への説明不足を指摘され、当時の副町長は、予算審査特別委員会の中で、説明不足を謝罪し、今後は事前の説明をしっかりと行っていくと答弁している。しかしながら、当該事業についても改善はなく、説明不足となり同じ轍を踏んだ。

質疑の中で、説明者からは、大変申し訳ないと謝罪があり、事業の節目節目において議会への説明を行ってれば、指摘に対処する時間も状況も変わっていたかもしれない。事業計画の変更も可能だったのではないか。また、当該事業は、主要施策として命ぜられている

ので、進めなければいけなかった。しかし、事務方としては、「農水産物・流通・加工・観光拠点施設」の件もあり、議会への情報提供をすべきではないかと言う主張はしましたが、責任者の判断がどうだったかと言う事になるかと思うと付け加えた。

この事業は、当初計画の目的が会計検査の対応で変わって行き、事業費が膨れ上がった。この対応等は、これまで幾多の事業でも対処してきており、今回の件が特別ではなく、事業構想や計画がずさんである。また、事務方から議会説明をすべきとの主張を無視した形となり、責任者の判断は責任重大である。

【（株）西原ファームの債権放棄問題について】

当該事業の損失額 耕作放棄地解消対策協議会への補助金 30,000,000 円

審議内容

まず、当初計画と貸付時の状況について説明者は、当初計画が10万坪の耕作放棄地の解消と200人の新規就農の育成が過大とは思っていなかった。設立当時（株）西原ファームの社長以下、専門的な農業者ではなかった。本来収入を得るべき農業生産に関しても専門的な知識が無いままに、農業生産法人を立ち上げてしまった。しかし、運転資金が早急に必要だったため、返済計画の確認が不十分なまま協議会に対し補助金を交付してしまった。また、協議会は、確実に返済できるものなのかどうか、改善計画等の確

認が不十分であったこと（担保を取ってなかった）も原因である。

経営不振の大きな原因として、（株）西原ファームは、耕作放棄地の再生に相当な力を入れてきたが、本来収入を得るべき農業生産に関し、独自の農業生産ができていなかった事が最大の原因と言える。

改善指導については、事業負担を減らしたり、償還時期を先送りし対応した等の答えがあったが、具体的な指導を行ったとは到底考えにくく、付帯決議にもある、民間並みの緊張感を持った運営には程御遠い。この様な状態から、（株）西原ファームが事実上の倒産及び債権放棄の事態に至ったことは、容易に推測でき、**血税を使い執行している責任の意識の欠如**と言える。

「課題と各々の責任」そして、「今後の対応」

この二つの問題や先の農水産物・流通・加工・観光拠点施設の件から、本町の構造的な問題が浮き彫りとなった。まず、**事業を進めるにあたっての「構想・計画」がずさんである。**また、**事業進捗の段階で疑義が生じた場合、上司の指示が最優先され、部下の意見が反映されていない状況が見えてくる。「報告・連絡・相談・確認」という基本的な事が、各人の職務責任において果たされていない。**

【町長の責任】

町長は、本町行政の最高責任者として、副町長の任命責任と監督責任があり、その役

割を十分果たしたとは言えず、その責任は重い。特に、重要案件については、常に状況の確認と把握を行い、町長としての確な判断と指示を行うべきである。

「報告・連絡・相談・確認」が円滑に行われるよう、風通しの良い職場環境づくりを早急に進めるべきである。

【副町長の責任】

副町長は、地方自治法第167条第1項で、「副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。」と定められている。よって、当該問題に関して実質的な内政権限を持つ、当時の副町長の責任も重大であると判断される。災害所避難所施設においては、町長と密な連絡調整や積極的な議会への説明と情報提供に努めるべきであった。

特に、債権放棄問題に関しては、耕作放棄地解消対策協議会の会長でもあることから、十分に管理及び改善指導を協議会と行政の両面から、事態の対応や指示ができる立場にあり、その職務を十分果たせば、この様な事態にはならなかったと判断できる。

【職員の責任】

職員各位は、公務員として上司の命令・指示に従順に従う事は当然であるが、

事業の計画立案力の向上の再構築が必要である。たとえ上司の命令・指示においての事業であったとしても、事業進捗の中で疑義などが生じた場合は、担当課や部局において再考し、その結果を上司へしっかりと報告する体制を整えることが責務である。

【役場組織全体の責任】

次に、議会への事前・段階的説明の欠如である。このことは再三議会で指摘され、町のガイドラインを作成するということであった。議員は「町民の代表であることを忘れないで頂きたい。」町政を円滑に進めるにあたって、町民の代表である議員に対して、しっかりとした対応を望む。

町長・副町長・教育長の町三役をはじめ町職員には、西原町民の暮らしを豊かにする為に、自ら課せられた職務に自覚と責任を持って、町行政運営に取り組み、組織全体の意識改革断行と血税を預かる責任の重大さを今一度肝に銘じてもらいたい。

以上の事を再発防止に向けた、本町議会から町当局への提言とする。

【本町議会の責任】

最後に、行政監視の役目である本議会も大いに反省すべきである。本町議会は、町民を代表する議員で構成した「行政の意思決定の最高機関」とすると共に、「行政の監視機関」である。その時々判断は、町行政並びに町民の未来を担う大きな決定となることを決して忘れてはならず、その責任は非常に重い。ゆえに、常に町の発展と町民が幸せにな

る為の判断をすべきである。

本町議会は委員会中心主義である、しかし、本町議会の現状は、委員会は継続審議についても議論がほとんどなされず、機能しているとは到底言えない。これらの問題は本来、各常任委員会で審議されるべき事項である。これまでは、議員各自の一般質問で、問題を取り上げ議論してきたが、問題の事案が結果このような事になったのは、それだけでは、不十分であると言える。今後は、特に重要な案件については、所管の委員会でしっかり審議し、議論すべきである。また、決定した事項に対しても、継続してしっかりと監視していかななくては、同じような事を繰り返させてしまう。その為には、個々の議員の資質向上が必要であり、議員各人が西原町民の代表である事をしっかりと自覚し、自らに課せられた職責を果たすべきである。